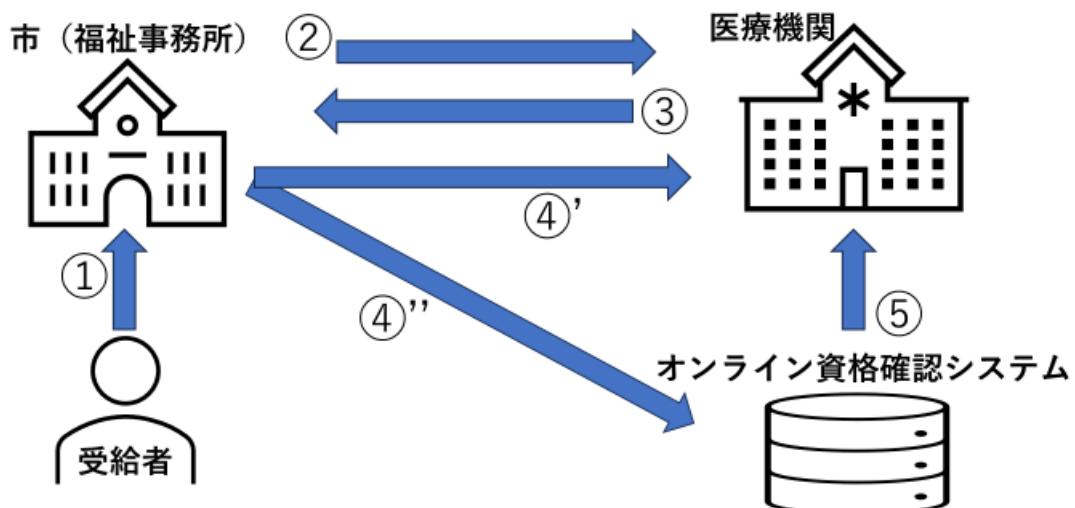


医療券・調剤券について大切なお知らせ（金沢市生活支援課）

医療券・調剤券の電子化について

令和6年3月より全国で一斉に本格運用が開始された医療扶助オンライン資格確認（以下、医オン資という）により、医オン資対応可能な医療機関はオンライン上にて電子で医療券・調剤券情報を受け取ることが出来るようになりました。

金沢市では令和6年3月分医療券より、下図のとおり、紙の医療券と併せて電子の医療券を発行しています。



- ①受診申出 ②受診連絡 ③医療券発行依頼
④'紙の医療券送付 ④''電子の医療券送信 ⑤電子の医療券の受信

医療券・調剤券の送付方法について

令和8年6月分（予定）の医療券・調剤券より、以下の取り扱いとします。

電子の医療券・調剤券を受信するためにはお使いのレセプトコンピュータのシステムを医オン資に対応（任意）していただく必要があります。医オン資対応にあたっては、厚生労働省の助成金をご活用いただくことが可能です。詳しくは別添資料をご覧ください。

●医オン資対応済の医療機関

電子の医療券で医療券情報（医療扶助の委託情報）を確認していただくことを基本とします。
→図中⑤が可能な医療機関に対しては、図中④''のみを実施し、基本的に図中④'を実施しません
※一部の生保受給者については、状況により紙の医療券・調剤券が発行されることがあります。

●医オン資未対応の医療機関

これまで通り**紙の医療券**の送付を継続します。
→図中⑤に未対応の医療機関に対しては、図中④'と④''を継続して実施します。

電子の医療券の受信方法について

受信方法（図中⑤）については、お使いのレセプトコンピュータのシステムにより操作方法は異なりますので、**システム会社にお問い合わせをお願いいたします。**

特定の被保護者の医療券情報が受信できない等のご相談については生活支援課までお問い合わせをお願いします。

令和8年6月までに、各医療機関において、電子の医療券の受信ができるか確認をお願いいたします

電子の医療券の対象医療機関について

医オン資に対応している医療機関の一覧は厚生労働省ホームページにて確認ができます。
当該HPにて「医療扶助のオンライン資格確認に対応する医療機関・薬局」をご覧ください。

金沢市はこの一覧に掲載のある医療機関を医オン資対応医療機関として取り扱います。
医オン資未対応の医療機関に対しては、これまで通り紙の医療券送付を継続します。
医オン資対応済み医療機関であって、令和8年6月以降も紙の医療券の送付を希望する場合には下記担当までご連絡ください。

紙・電子の医療券・調剤券の発行時期の変更について

	～令和8年1月分(変更前)	令和8年2月分～(変更後)
医療券 (紙と電子共通)	当月分： 当月15日 月遅れ分： 当月末	当月分： 前月末 月遅れ分： 当月15日
調剤券	電子：当月分を 当月末 紙：請求のあった医療機関へ順次発行	電子：当月分を 前月末 紙：請求のあった医療機関へ順次発行

※調剤券については毎月必要な対象者分を請求いただいておりますが、調剤薬局にて対象者の電子調剤券の到達が確認できている場合には、当該対象者分の調剤券の請求は不要です。

医療券受領書と転帰連絡について

これまで紙で医療券を発行する場合には、医療券受領書が転帰連絡票を兼ねていましたが、紙の医療券発行がない場合には、対象者の医療券受領書は発行されなくなります。

今後、紙の医療券送付をしない被保護者については、基本的に6ヵ月ごとに発行する要否意見書において転帰確認をとらせていただきます。担当CWより、電話等で通院確認をさせていただく場合もございますのでご了承ください。

医療扶助オンライン資格確認について

制度概要等については、右記QRコードにてご確認をお願いします。



金沢市役所 生活支援課
医療担当 076-220-2292